

## 巻頭言

## 協同労働 —今ひとつの意味づけ—

島村 博 (協同総合研究所 常勤顧問)

ウクライナへのロシアの侵攻も程なくして二年目を迎えようとしている。ハマスによるイスラエルへの大規模テロと後者のガザ侵攻も年を越して続くかと思われる昨今。

今から半世紀も前、中国共産党の中央委員会が採択した世界の情勢なるものの文書に、「天下大乱」という、いかにも雑駁でとらえどころのない規定が登場したころを思い出す。

協同労働を別の言葉でいいあらわすすれば、何が適当か。考えあぐね思いついたのは、「人たるに値する生活と調和する働き方」というものであった。その当時、ディーセント・ワークという概念も登場しており、この言葉にどのような訳語を当てるか研究所でも関心をもたれたことがあった。筆者には、「尊厳ある労働」といった身震いを催させる訳語よりか、「人たるに値する働き方」というものがよりふさわしいとの思いが兆したことが思い起こされる。

「人たるに値する生活」というものの政治バージョンにおける総括概念は平和的生存(平和裏に生活し続けられること)であり、この命題の規範的言辭は平和のうちに生存する基本権、すなわち平和的生存権である。

今から78年も前の8月に、大日本帝国陸海軍は15年も続けた戦争を、ポツダム宣言を受諾することで終息せしめられた。同宣言の受諾により、概略5,000万人の命が失われたアジア太平洋戦争の発起、遂行・継続にあらゆる意味で責任を負った帝国日本の国家機構は解体され、その経済的機構(財閥の寡頭支配、大土地所有制)も同様の憂き目にあった。

当該の国家機構すなわち天皇を主権者とする国体の解体(構想)中でもっとも画期的であったのは、戦争の放棄(非戦・非武装)という新たな国家理念の憲法(第9条)規範化であった。第9条の成立の経緯をめぐっては憲法学、政治学、歴史学等の分野でいろいろな論議はあるが、非戦・非武装と戦争の放棄との関連を問うときには、相互の間において目的と実現の手段・意志との密接な媒介関係が成立していたことを昭和20年代、30年代の国民感情から容易にうかがい知ることができる。

1960年の安保改定の是非をめぐる日々思いをいたすとき、第9条第1項(戦争の放棄)、同第二項(戦力の不保持=非武装)は、戦火の犠牲となったという銃後の国民感情に止まらず近隣の国家、地域を侵略し、そこに暮らす5,000万もの

人々の命を奪ったという深い反省の上に記された決意の表れであったことを寸毫も疑う余地はない。しかし、8月の戦没者慰霊行事、すなわち、かつてこの国が植民地化した台湾、朝鮮を除く旧大日本帝国の臣民に局限した鎮魂の祈りが年中行事化し、反戦と非戦とを別個のものとして語り自衛戦争、核武装を積極的に肯定する動きが胎動してくるまでさしたる時を要しなかった。とはいえ、第9条の規範理念に泥水をかけて平然とする者、とくに学者研究者は圧倒的少数であったと記憶する。

その後の世論は、「ベトナムに平和を！市民連合」に端的に象徴されるように、非戦・非武装の理念を後景に退け、反戦の次元に自制するものに作りかえられてゆく。左右両翼の側からソ連、アメリカを盟主とする帝国主義間の冷戦対抗によりバイアスのかかった反戦の思想の彫琢も進められてゆく。それは戦争の惨禍をもたらした侵略者としての日本帝国主義

という視角を放擲するものであり、非戦感情・思想的立脚点の消失である。それを象徴する言葉こそ素朴な感情に受容される「戦没者の慰霊」というものである。

こうした戦後史的忘却に照らすと、「人たるに値する生活」を価値・理念とする協同労働を求める運動、実践は、ここで説することはかなわない事柄であるが、今やフェードアウトされつつある平和的生存権という普遍性を有する戦後理念を生き・暮らし生活する次元で支持し追求する市民的試みとして意味づけられる。

「我らは後ろ向きで未来に足を踏み入れる。目に映るのは過去の風景ばかり。」(伝/P・ヴァレリー)。だが、「明日の光景は誰も知らない」として腹を括るわけにはゆかない時代に協同労働が法制化された。この歴史的意味について我らは一時も目をそらさず、そうした働き方の社会化への協同にこだわり続けなければならない、との思いを新たにす昨今である。